

報告第2号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市本庁舎駐車場における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月7日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年2月1日、本庁舎駐車場において、車止めの固定ピンが浮き上がっていたため、駐車した車のアンダーカバーを損傷したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市施設側に瑕疵があるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として17,019円を賠償するものとする。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市内の店舗駐車場における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月7日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年1月17日、安曇野市内の店舗において、公用車が駐車場の駐車区画から後退する際、後方に駐車していた相手車両に衝突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として392,148円を賠償する。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第4号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

松本市島内、梓橋東交差点内における公用車人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月22日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成28年12月19日、松本市島内県道48号松本環状高家線梓橋東交差点内において、先行するマイクロバスの後部に公用車が追突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者 外9名

3 和解の内容

本事故の原因は、当市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として206,800円を賠償する。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務の無いことを相互に確認する。

ただし、本件事故による後遺症が発生した場合は、別途協議する。

報告第5号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科4887番地先市道交差点における公用車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月8日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年1月18日、安曇野市豊科4887番地先信号機の無い市道交差点内において、公用車が交差点を直進する際、右側から一時停止しないで進入した相手車両と衝突したものの。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、当市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を20%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として23,792円を賠償するものとする。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第 43 号

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市堀金烏川 547 番地 1
氏 名	橋渡 勝也

平成 29 年 3 月 17 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 44 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	安曇野市穂高 6302 番地 5
氏 名	尾 藪 柄一

平成 29 年 3 月 17 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘